

令和 6 年度

下呂市商工課の 融資・補助金制度等のご案内

<下呂市融資制度>

【事業者に関する支援】

- 小口融資制度（小規模企業融資・小口融資） …P 1、2
※保証料補給、利子補給制度有り
- 取扱金融機関 …P 2

【勤労者に関する支援】

- 勤労者住宅資金融資制度 …P 3
- 勤労者生活資金融資制度 …P 3

<下呂市補助金制度>

【事業者に対する支援】

- 下呂市版中小企業持続化支援事業補助金 …P 4 **New !**
- 企業立地促進支援（初期投資、新增設、雇用促進） …P 5～7
- 創業者支援事業補助金 …P 8
- 空き店舗等活用事業補助金 …P 9
- マル経融資・生活衛生改善貸付利子補給金 …P 10
- 中小企業緊急支援融資補給金 …P 11
- 生産性革命推進事業追加支援補助金 …P 12

【雇用に関する支援】

- 下呂市地元高校就職者奨励金 …P 13 **New !**
- 下呂市就職奨励金 …P 13 **New !**
- 下呂市求人情報発信事業補助金 …P 14 **New !**
- 下呂市就職活動等支援事業補助金 …P 15 **New !**
- 障がい者いきいき就労支援事業奨励金 …P 16
- 生産性向上人材育成支援事業補助金 …P 17

<その他の支援制度の紹介>

【雇用確保に関する支援】 …P18

【その他】 …P19

※最新の詳しい情報は市ホームページでもお知らせしています。

※いずれも予算の上限に達し次第、申込みを締め切ります。

※支援事業について詳しく知りたい場合はお気軽にお問い合わせください！

《下呂市融資制度》

下呂市では、市内の中小企業者の経営の安定を図るため、岐阜県信用保証協会の信用保証を活用した融資制度を実施しています。

●小口融資制度

制 度 名	小 規 模 企 業 融 資
対 象 者 要 件	■対象者 市内で1年以上引き続き同一事業を営む、従業員が20人以下（商業又はサービス業を行う場合は5人以下）の法人及び個人等で、今回の融資を含めた信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以内となる事業者 ■業種 中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業であること。 次の業種以外（中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種） 農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。） ■その他 岐阜県信用保証協会の信用保証対象資格があること 市税を完納している方など
責任共有制度	責任共有制度対象外
資 金 使 途	事業上の運転資金及び軽易な設備資金
貸 付 限 度 額	1 企業者 2,000 万円（10 万円単位）
貸 付 利 率	0. 8 %
利 子 補 給	借入れの日から3年間の利子を全額補給（1年毎に申請が必要）
信用保証料補給	信用保証料の1／2以内を補給（保証料の1／2）
貸 付 期 間	10 年以内（120 か月以内） 期間延長可能。但し、貸付利率は金融機関所定となります。
返 済 方 法	<月賦返済> 融資金額 10 万円単位 月賦金額 毎月均等返済 貸付期間 10, 20, 25, 40, 50, 60, 72, 84, 96, 108, 120 か月の11 種類 <一括返済> 借換えした融資の保証料に対して再計算を行い、保証料補給金を確定させていただきます。 <繰上償還> 返済に伴い、岐阜県信用保証協会から保証料の返還があった場合は、再計算を行い、保証料補給金の一部を返還していただく場合があります。
担 保	不 要
連 帯 保 証 人	必要に応じて求めます。（岐阜県信用保証協会の定めに準じます。）
取扱金融機関	金融機関一覧（次ページ参照）

制 度 名	小 口 融 資
対 象 者 要 件	■対象者 市内で１年以上引き続き同一事業を営む、従業員が２０人以下の法人及び個人等で、今回の融資を含めた信用保証協会の保証付融資残高が２,０００万円以内となる事業者 ■業種 次の業種以外（中小企業信用保険法施行令第１条に規定する業種） 農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。） ■その他 岐阜県信用保証協会の信用保証対象資格があること 市税を完納している方など
責任共有制度	責任共有制度対象
資 金 使 途	事業上の運転資金及び軽易な設備資金
貸 付 限 度 額	１企業者２,０００万円（１０万円単位）
貸 付 利 率	１．１％
利 子 補 給	借入れの日から３年間の利子を全額補給（１年毎に申請が必要）
信用保証料補給	信用保証料の１／２以内を補給（保証料の１／２）
貸 付 期 間	１０年以内（１２０か月以内） 期間延長可能。但し、貸付利率は金融機関所定となります。
返 済 方 法	<月賦返済> 融資金額 １０万円単位 月賦金額 毎月均等返済 貸付期間 １０, ２０, ２５, ４０, ５０, ６０, ７２, ８４, ９６, １０８, １２０ か月の １１ 種類 <一括返済> 借換えした融資の保証料に対して再計算を行い、保証料補給金を確定させていただきます。 <繰上償還> 返済に伴い、岐阜県信用保証協会から保証料の返還があった場合は、再計算を行い、保証料補給金の一部を返還していただく場合があります。
担 保	不 要
連 帯 保 証 人	必要に応じて求めます。（岐阜県信用保証協会の定めに準じます。）
取扱金融機関	金融機関一覧（下記参照）

※一括返済とは・・・市の制度融資を利用して返済すること。

※繰上償還とは・・・自己資金等、他の資金を利用して返済すること。

金融機関一覧

金融機関名	下呂地区	小坂地区	萩原・馬瀬地区	金山地区
十 六 銀 行	下呂支店		益田支店	
高 山 信 用 金 庫	下呂支店	小坂支店		
益 田 信 用 組 合	本 店／竹原支店	小坂支店	萩原支店	金山支店
関 信 用 金 庫				金山支店
八 幡 信 用 金 庫				金山支店
飛 騨 農 協	下呂支店／竹原支店	小坂支店	萩原支店	金山支店
大 垣 共 立 銀 行	高山支店			

●勤労者住宅資金融資制度

制 度 名	勤労者住宅資金融資
対 象 者 要 件	(1) 現在お住まいの居住地に 1 年以上居住し、市内に居住若しくは居住しようとする勤労者で、同一事業所に 1 年以上継続して勤務している満 20 歳以上の方 (2) 前年年収 150 万円以上 400 万円以下の勤労者で、自営業者でない方 (3) 市税を完納している方 (4) 保証機関(日本労働者信用基金協会)の保証が受けられる方
資 金 使 途	市内に自ら居住するために必要とする住宅資金 (新築、購入、増改築、土地取得に必要な資金)
貸 付 限 度 額	有担保 2,000 万円以内 ・ 無担保 500 万円以内
貸 付 利 率	東海労働金庫住宅ローンの店頭表示金利より 0.1%引下げ (東海労働金庫が定める他の引下げ項目の合計で最大年 0.65%まで引下げ)
貸 付 期 間	有担保 35 年以内 ・ 無担保 20 年以内
返 済 方 法	元利均等月賦償還 (ボーナス併用償還、繰上償還をすることができる)
担 保	有担保の場合 融資対象不動産(建物・土地)
保 証 料	東海労働金庫が負担
連 帯 保 証 人	東海労働金庫の定めによる
取扱金融機関	東海労働金庫 高山支店 TEL : 0120-608-626 高山市名田町 5 丁目 95-4

●勤労者生活資金融資制度

制 度 名	勤労者生活資金融資
対 象 者 要 件	(1) 市内に 1 年以上居住している勤労者で、同一事業所に 1 年以上継続して勤務している満 20 歳以上の方 (2) 前年年収 150 万円以上 400 万円以下の勤労者で、自営業者でない方 (3) 市税を完納している方 (4) 保証機関(日本労働者信用基金協会)の保証が受けられる方
資 金 使 途	教育、医療・出産・介護・育児、自動車に係る資金
貸 付 限 度 額	200 万円以内 (1 万円単位)
貸 付 利 率	東海労働金庫一般勤労者(会員以外)は店頭表示金利より 0.3%引下げ (会員組合員の場合は会員組合員の金利を適用)
貸 付 期 間	① 教育 15 年以内 ② 医療・出産・介護・育児、自動車 10 年以内
返 済 方 法	元利均等月賦償還 (ボーナス併用償還、繰上償還をすることができる)
担 保	不要
保 証 料	東海労働金庫が負担
取扱金融機関	東海労働金庫 高山支店 TEL : 0120-608-626 高山市名田町 5 丁目 95-4



【事業者に対する支援】

《下呂市補助金制度》

下呂市中小企業持続化支援事業補助金

下呂市では、地域経済を支える市内商工業者の活性化を図るため、経営の維持及び事業の拡大に取り組む中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

※本補助金は下呂市独自の（下呂市版）持続化補助金となります！

補助 対象事業	(1) 業務効率化（生産性向上）を図る事業 (2) 売上向上を図る事業 (3) 販路開拓を図る事業 (4) 事業承継を図る事業
対象経費	(1) 事業所等改装費 (2) 事業用車両購入・改装費 (3) 設備及び備品購入費 (4) 広報費 (5) ウェブサイト関連費 (6) 展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む） (7) 新商品開発費（パッケージデザイン費用を含む）
対象者要件	■対象者 (1) 市内商工会の会員であること (2) 市内に事業所を有し、現に市内で事業活動を行っていること (3) 市税（法人にあっては、代表者本人の市税を含む。）を完納していること ■欠格事由（次の方は補助対象者とすることができません） (1) 風営法に規定する風俗営業等を営む者（一般大衆向けに飲食させる営業は除く） (2) 下呂市暴力団排除条例に規定する者
補助金額	対象事業の補助対象経費の 2/3 以内の金額（1,000 円未満切り捨て）で、 1 事業者あたり同一年度 上限 10 万円 ※予算上限に達し次第、受付終了
交付 申請	期限 補助対象事業開始前に所属する商工会を通じて申請
	書類 ・ 交付申請書 ・ 中小企業持続化支援事業計画書兼誓約書（様式第 1 号） ・ 収支予算書 ・ 補助対象事業の内容が分かる書類（設備カタログ、展示会開催要項等） ・ 補助対象経費の内容が分かる書類（見積書等） ・ 現況写真（事業所等改装の場合）
実績 報告 ・ 請求	期限 事業完了後（納品・支払完了後）速やかに所属する商工会を通じて申請
	書類 ・ 実績報告書・請求書 ・ 中小企業持続化支援事業実績書 ・ 収支決算書 ・ 補助対象経費の支出が分かる書類 ・ 補助対象事業完了後の写真

企業立地促進支援事業

下呂市では、事業所等の新設・増設等の事業投資による事業活動を支援することにより地域の活性化を図ることを目的に、支援制度を実施しています。

●事業所等初期投資助成金

(令和7年3月末までの時限事業)

要件	従業員	基準日において新規雇用従業員を雇用している A 4人以上 B 10人以上
	固定資産	事業所を新設するために新たに取得した固定資産 A 資本金5千万円以下 500万円以上 資本金1億円以下 1,000万円以上 資本金1億円を超える場合 2,000万円以上 B 3億円以上
	業種	製造業、情報通信業の一部、医療・福祉業、教育・学習支援業、サービス業の一部、コールセンター、データセンター
助成額		投下固定資産の土地及び家屋に係る評価額の100分の10以内 A 上限300万円 B 上限3,000万円
交付時期・申請期限		操業を開始した年度の翌年度又は翌々年度
指定事業者申請期限		操業開始日から3か月以内
助成金の申請期限		翌年度又は翌々年度に到来する基準日から60日以内
助成金の請求期限		当該年度に賦課される固定資産税の完納後、速やかに

●事業所等設置助成金

(令和7年3月末までの時限事業)

【事業所を新設する場合】事業所等を新設するために新たに取得した固定資産に対して賦課された固定資産税の納付額以内の額を助成

要件	従業員	基準日において新規雇用従業員を雇用している A 4人以上 B 10人以上
	固定資産	事業所を新設するために新たに取得した固定資産 A 資本金5千万円以下 500万円以上 資本金1億円以下 1,000万円以上 資本金1億円を超える場合 2,000万円以上 B 3億円以上
	業 種	製造業、情報通信業の一部、医療・福祉業、教育・学習支援業、サービス業の一部、コールセンター、データセンター
助成額		投下固定資産に対して賦課された固定資産税の納付額以内の額 A 上限 300万円／年（10年間 1年毎に申請が必要） B 上限 1,000万円／年（10年間 1年毎に申請が必要）
交付時期・適用期間		操業開始後、初めて賦課された年度から10年間
指定事業者申請期限		操業開始日から3か月以内
助成金の申請期限		翌年度又は翌々年度に到来する基準日から60日以内
助成金の請求期限		当該年度に賦課される固定資産税の完納後、速やかに

【事業所を増設又は移設する場合】事業所等を増設又は移設するために新たに取得した固定資産に対して賦課された固定資産税の納付額以内の額を助成

要件	従業員	基準日において新規雇用従業員を雇用している A 1人以上（但し、中小企業の範囲を超える事業者は4人以上） B 10人以上
	固定資産	事業所を増設又は移設するために新たに取得した固定資産 A 資本金5千万円以下 300万円以上 資本金1億円以下 500万円以上 資本金1億円を超える場合 1,000万円以上 B 1億円以上
	業 種	全ての業種
助成額		投下固定資産に対して賦課された固定資産税の納付額以内の額 A 上限 60万円／年（5年間 1年毎に申請が必要） B 上限 1,000万円／年（10年間 1年毎に申請が必要）
交付時期・適用期間		操業開始後、初めて賦課された年度から A 5年間 B 10年間
指定事業者申請期限		操業開始日から3か月以内
助成金の申請期限		翌年度又は翌々年度に到来する基準日から60日以内
助成金の請求期限		当該年度に賦課される固定資産税の完納後

●雇用促進助成金

(令和7年3月末までの時限事業)

【事業所を新設する場合】新設により新規雇用した事業者に対しての助成

要件	従業員	基準日において新規雇用従業員を4人以上雇用している
	固定資産	事業所を新設するために新たに取得した固定資産 資本金5千万円以下 500万円以上 資本金1億円以下 1,000万円以上 資本金1億円を超える場合 2,000万円以上
	業種	製造業、情報通信業の一部、医療・福祉業、教育・学習支援業、サービス業の一部、コールセンター、データセンター
助成額		新規雇用従業員1人当たり5万円 上限500万円 (学卒就職者又は転入就職者については、1人当たり10万円)
交付時期・適用期限		操業を開始した年度の翌年度又は翌々年度
指定事業者申請期限		操業開始日から3か月以内
助成金の申請期限		翌年度又は翌々年度に到来する基準日から60日以内
助成金の請求期限		当該年度に賦課される固定資産税の完納後

【事業所を増設又は移設する場合】増設又は移設により新規雇用した事業者に対しての助成

要件	従業員	基準日において新規雇用従業員を1人以上雇用している(但し、中小企業の範囲を超える事業者は4人以上)
	固定資産	事業所を増設又は移設するために新たに取得した固定資産 資本金5千万円以下 300万円以上 資本金1億円以下 500万円以上 資本金1億円を超える場合 1,000万円以上
	業種	全ての業種
助成額		新規雇用従業員1人当たり5万円 上限500万円 (学卒就職者又は転入就職者については、1人当たり10万円)
交付時期・適用期限		操業を開始した年度の翌年度又は翌々年度
指定事業者申請		操業開始日から3か月以内
助成金の交付申請		翌年度又は翌々年度に到来する基準日から60日以内
助成金の交付請求		当該年度に賦課される固定資産税の完納後

下呂市創業者支援事業補助金

下呂市では、「特定創業支援等事業による支援を受けたことを証する証明書」を有する方を対象に、市内における創業の促進並びに創業時の経営基盤の安定化を図ることを目的として、市内において創業するための初期投資にかかる費用の一部を対象に補助金を交付します。

●創業者支援事業補助金

要件	補助対象事業	① 事業を営んでいない個人が市内で新たに事業を開始すること ② 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、この新たに設立された法人が市内で事業を開始すること ③ 事業を営んでいる個人または中小企業者である会社が、これまで営んできた事業と日本標準産業分類の中分類が異なる業種の事業を開始すること ※ いずれも「 <u>特定創業支援等事業を受けたことを証する証明書</u> 」が必要 ※ 個人事業主の場合は市内に住所を有しかつ市内で創業すること ※ 法人の場合は市内に法人設立（開設）をすること
	補助対象外事業	① フランチャイズ契約や副業として事業を実施する者 ② 事業開始までに営業に必要な許認可を取得していない者 ③ 納期が到来している市税等に未納がある者 ④ 宗教活動、政治活動が主たる目的である者 ⑤ 風営法第2条の業種（一般大衆向けに飲食させる営業は除く） ⑥ 下呂市暴力団排除条例に規定する者
	補助対象経費	創業に関わることが明白な経費（創業に必須な経費）※下記参照 1. 事務所等の改築費、2. 設備および備品、事業用車両の購入費、3. 広告宣伝費 4. 試作費、5. 研修費、旅費、6. マーケティング調査費、7. 委託費、8. 謝金
補助率・補助額		補助率：補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数切り捨て） 補助限度額：上限100万円まで
交付申請期限		創業前（事業開始前、開業（設立）前）に交付申請が必要

●特定創業支援等事業を受けたことを証する証明書について

事業内容	市内商工会や金融機関、よろず支援拠点が開催する創業者向けセミナーや個別相談を1か月以上および4回以上継続して支援を受け、「経営・財務・人材育成・販路開拓」の知識を習得したと認められた方へ証明書を発行
証明書のメリット	(1) 会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減 (2) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を、事業開始2ヶ月ではなく6ヶ月前から利用することが可能 (3) 日本政策金融公庫の新創業融資制度において自己資金要件を充足したものとして利用可能 (4) 日本政策金融公庫の新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能 (5) 下呂市創業者支援事業補助金や持続化補助金の交付申請が可能
交付対象者	・創業前の方、または創業してまもない方（創業後5年未満の方） ※下呂市創業者支援事業補助金の利用は創業前の方のみ対象
注意事項	証明書の発行には事業計画書が必要となり、商工課の審査があります。

下呂市空き店舗等活用事業補助金

下呂市では、市内の空き店舗及び空き家の解消及び有効利用を促進し、地域商業の活性化を図るため、空き店舗等を活用して事業を営もうとする方に対して補助金を交付しています。

●空き店舗等活用事業補助金

【空き店舗等を賃借する場合】

空き店舗等を借上げて営業しようとする方の家賃の一部を補助

要件	補助対象者	① 小売業、飲食店及びサービス業等をこれから営もうとする方 （風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業等に該当しないこと。ただし、一般大衆向けに飲食させる営業は除く） ② 公序良俗に反するおそれのないこと ③ 補助対象者が所有者と生計を同一とする方若しくは2親等以内の親族又はこれらの方が所属する法人若しくはその他の団体ではないこと ④ 借上げに係る契約期間が1年以上で3年以上継続して営業しようとする方（週4日以上営業） ⑤ 個人、その他団体の場合は、代表者が営業開始日までに市内に住所を有すること ⑥ 法人の場合は、下呂市に法人設立の申告をすること
	空き店舗	市内に所在する建物で過去に営業していた実績があり、現に営業が行われていない店舗
	空き家	市内に所在する居住を目的にした建物で、現に人が居住していないもの
補助額		① 営業を開始して1年間の空き店舗等にかかる賃借料の2分の1以内 ② 上限36万円／年（月額3万円）
申請期限		補助対象事業に着手する前

【空き店舗等を改修する場合】

空き店舗等を購入又は借上げて営業しようとする方の改修工事費の一部を補助

要件	補助対象者	上記補助対象者（④を除く）及び空き店舗等を購入し、3年以上継続して営業しようとする方（週4日以上営業）
	対象内容	① 内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気照明に要する経費（設計費も含む） ② 建物購入費、備品類の購入費用は除く（既存の設備等を修繕する際の消耗品類は、改修費に含む） ③ 市内の事業者により工事を請け負わせること
補助額		改修費の2分の1以内、上限10万円（1回のみ）
申請期限		補助対象事業に着手する前

（注）上記補助金の交付を受けようとする方は、所在する市町村の税金を完納していること。

下呂市小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給制度
下呂市生活衛生改善貸付利子補給制度

下呂市では、小規模事業者の経営の安定を図ることを目的に、株式会社日本政策金融公庫から受けた小規模事業者経営改善資金（マル経融資）、生活衛生改善貸付に係る利子支払額の一部を補助します。

●マル経融資利子補給金

対象者要件		・市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人 ・市内商工会の推薦により日本政策金融公庫のマル経融資を受けた方 ・市税を滞納していない方
利子補給額		償還開始日から 12 ヶ月間の利子額を全額補助 注) 借り換え、延滞分は対象外
交付申請	申請期限	償還開始日から 12 カ月経過後、30 日以内
	提出書類	・下呂市所定の申請書 ・融資実行を示す書類の写し ・返済の計画を示す書類の写し
交付請求	請求期限	交付決定後、速やかに
	提出書類	・下呂市所定の請求書 ・支払利息証明書

●生活衛生改善貸付利子補給金

対象者要件		・市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人 ・生活衛生同業組合等の長の推薦により日本政策金融公庫の生活衛生改善貸付を受けた方 ・市税を滞納していない方
利子補給額		償還開始日から 12 ヶ月間の利子額を全額補助 注) 借り換え、延滞分は対象外
交付申請	申請期限	償還開始日から 12 カ月経過後、30 日以内
	提出書類	・下呂市所定の申請書 ・融資実行を示す書類の写し ・返済の計画を示す書類の写し
交付請求	請求期限	交付決定後、速やかに
	提出書類	・下呂市所定の請求書 ・支払利息証明書

中小企業緊急支援融資利子補給制度

(令和7年3月末までの時限事業)

下呂市では、突発的な自然災害等の発生や原油価格・物価高騰等の上昇による影響に起因して売り上げ等が減少した市内事業者が、融資を受けて行う事業活動に対し助成することにより、事業者の経営と雇用の安定及び地域の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において補給金を交付します。

対象者要件		下記の要件を全て満たしている者が補給金の対象者となります。 ・ 原油価格・物価高騰等対策資金の融資実行を受けた者、又はセーフティネット4号もしくは5号の認定を受け、伴走支援型借換資金（県伴走）の融資実行を令和6年3月31日までに受けた者 ※令和6年4月以降に実行された融資は利子補給の対象となりません。 ・ 市内に店舗、工場又は事業所を有する者 ・ 個人が市内の住民登録者であること ・ 市税の滞納がない者 ・ 暴力団員及び暴力団員等でない者
利子補給額		融資の実行日から12か月に相当する額 注) 旧債務、延長、延滞分は対象外
交付申請	申請期限	融資実行日から12カ月経過後、3カ月以内
	提出書類	・ 下呂市中小企業緊急支援融資利子補給金交付申請書（様式第1号） ・ 岐阜県信用保証協会からの信用保証計算書の写し
交付請求	請求期限	交付決定後、速やかに
	提出書類	・ 下呂市中小企業緊急支援融資利子補給金交付請求書（様式第3号）

下呂市生産性革命推進事業追加支援事業

(令和8年3月末までの時限事業)

下呂市では、様々な社会・経済情勢の影響を受ける中、補助金を活用して新規事業への展開や生産性向上等を行う事業者に対し、その補助事業の自己負担額の一部を補助します。

制 度 名	下 呂 市 生 産 性 革 命 推 進 事 業 追 加 支 援 補 助 金
追加支援 対象事業	以下のいずれかの事業の交付決定を受けたもので、<u>令和5年4月1日以降に補助金の額の確定に係る通知を受けたものを対象とします。</u> ○ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 ○ 小規模事業者持続的発展支援事業 ○ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 ○ 中小企業等事業再構築促進事業
対 象 者 要 件	■対象者 市内に事業所を置き、事業継続の意思を示す事業者 ■欠格事由（次の方は補助対象者とすることができません） ・市税に未納がある者 ・廃業、休業を検討している者 ・宗教活動、政治活動が主たる目的である者 ・下呂市暴力団排除条例に規定する者
補助金額	対象事業の補助対象経費の自己負担額の 1/2 以内の金額（1,000 円未満切り捨て）で、上限 10 万円 ※補助金の申請は、1 事業者につき 1 事業 1 回限りとする
申請期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日 ※各年度予算が上限に達し次第、申請の受付を終了します
申請方法	1. 事業計画の認定申請 対象事業の交付決定通知を受けた後、30日以内に申請 2. 事業計画の変更・取下の申請 対象事業の変更・取下の承認を受けた場合に申請 ※対象事業において変更申請が不要となっている、軽微な変更を除く 3. 補助金の交付申請および請求 対象事業の額の確定通知を受けた後30日以内、または額の確定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日に申請

下呂市地元高校就職者奨励金

New !

【雇用に関する支援】

下呂市では、地元就職の促進を図るため、益田清風高校または下呂特別支援学校を卒業し、市内事業所に就職する者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付します。

奨励金対象者		・ 益田清風高校または下呂特別支援学校を卒業後 1 年以内の者で、市内事業所に正規労働者として初めて就職する者 ※令和 6 年 4 月 1 日以降に就職した方に限ります。 ・ 市税等の滞納がない者、過去にこの奨励金の交付を受けていない者 【以下の場合の対象となりません】 ・ 下呂市暴力団排除条例に抵触する場合 ・ 宗教・政治・選挙活動関係団体に就職する場合 ・ 国及び地方自治体に就職する場合（公務員の場合）
奨励金額		市内在住者：10 万円 市外在住者：5 万円 ※在住基準日は市内事業所に正規労働者として就職した日
交付申請	申請期限	在住基準日から 1 年以内に、勤務する市内事業所を通じて申請
	提出書類	交付申請書、地元高校就職確認書兼誓約書、卒業証明書、正規雇用を証する書類、住民票の写し
交付請求	提出期限	交付決定後速やかに

下呂市就職奨励金

New !

下呂市では、新規学卒者や市外人材の市内就職の促進を図るため、市内事業所に正規労働者として就職する者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付します。

奨励金対象者		・ 市内事業所に正規労働者として初めて就職する者 ・ 同一の市内事業所に正規労働者として 10 月以上継続して勤務している者 ・ 市税等の滞納がない者、過去にこの奨励金の交付を受けていない者 ※令和 6 年 4 月 1 日以降に就職した方に限ります。 【以下の場合の対象となりません】 ・ 単なる配置転換や出向の場合 ・ 下呂市暴力団排除条例に抵触する場合 ・ 宗教・政治・選挙活動関係団体に就職する場合 ・ 国及び地方自治体に就職する場合（公務員の場合）
奨励金額		○学卒者 市内在住者：10 万円 市外在住者：5 万円 ○学卒者以外 市内在住者：5 万円 市外在住者：2 万円 ※在住基準日は就職した日から起算して 10 月を経過した日
交付申請	申請期限	在住基準日から 3 か月以内に、勤務する市内事業所を通じて申請
	提出書類	交付申請書、就職確認書兼誓約書、卒業証明書（学卒者）、正規雇用を証する書類、居住地の住民票の写し、市外在住者にあつては居住地の納税証明書の写し
交付請求	提出期限	交付決定後速やかに

※地元高校就職者奨励金と就職奨励金は重複して受給可能（どちらも予算上限に達し次第受付終了）

下呂市求人情報発信事業補助金



下呂市では、人手不足に苦慮する市内事業者の人材確保を図るため、積極的な求人活動に取り組む事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象 事業・経費	(1) 求人情報誌・就職情報サイト等への掲載料 (複数年利用の場合は利用開始年度に係る分のみ対象) (2) 合同企業説明会・就職説明会等就職フェアの出展料、展示装飾費、資料製作費 (資料製作費は、出展時に配布する会社紹介用のパンフレット等が対象)	
対象外経費	(1) 定期的な求人情報チラシ等の作成料及び掲載料 (2) 市外事業所での求人活動に使用する費用 (3) 他の補助制度により補助金等の交付を受けている費用	
対象者要件	■対象者 (1) 市内に事業所を有する法人又は個人で今後も継続して事業を営む意思がある者 (2) 市税等（法人にあっては、代表者本人の市税等を含む。）の滞納がない者 ■欠格事由（次の方は補助対象者としてすることができません） (1) 風営法に規定する風俗営業等を営む者（一般大衆向けに飲食させる営業は除く） (2) 宗教・政治・選挙活動を行う団体等を運営する者 (3) 下呂市暴力団排除条例に規定する者	
補助金額	対象事業の補助対象経費の 1/2 以内の金額（1,000 円未満切り捨て）で、 1 事業者あたり同一年度 上限 15 万円 ※予算上限に達し次第、受付終了	
交付 申請	期限	掲載前、出展前など、補助対象事業開始前に申請
	書類	・ 交付申請書 ・ 求人情報発信事業計画書 ・ 収支予算書 ・ 補助対象者の事業内容が分かる書類（自社パンフレット等） ・ 補助対象事業の内容が分かる書類（求人情報誌見本、説明会開催要項等） ・ 補助対象経費の内容が分かる書類（料金表、見積書等） ・ 納税証明書（申請者が市外に住所又は本社を置く場合）
実績 報告 ・ 請求	期限	補助対象事業完了後 30 日以内又は申請年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで
	書類	・ 実績報告書・請求書 ・ 求人情報発信事業実績書 ・ 収支決算書 ・ 補助対象経費を支払ったことが分かる書類 ・ 補助対象事業を実施したことが分かる書類（掲載求人情報誌、出展説明会の写真等）

下呂市就職活動等支援事業補助金



下呂市では、人手不足に苦慮する市内事業者の人材確保を図るため、市内で行われる採用イベント（企業説明会、採用試験、インターンシップ等）に参加する市内就職希望者（市外在住者）の交通費及び宿泊費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象 事業・経費	市内事業者（市内に事務所を有している法人、団体、個人事業主）が実施する、市内採用イベント（企業説明会、採用試験・面接、インターンシップ）に、市内就職希望者（市内採用イベント参加時に市外に居住している者）が参加する場合の交通費及び宿泊費	
対 象 者 要 件	■対象者 （１） 市内事業所で働く意思のある者 （２） 市税等の滞納がない者 ■欠格事由（次の団体への訪問費用は補助対象とすることができません） （１） 風営法に規定する風俗営業等を営む者（一般大衆向けに飲食させる営業は除く） （２） 宗教・政治・選挙活動を行う団体等を運営する者 （３） 下呂市暴力団排除条例に規定する者	
補助金額	①交通費 市外居住地から市内採用イベントまでの最も合理的な経路及び方法により移動した場合の公共交通機関の往復の運賃及び料金で実際に支払った経費 ②宿泊費 市内採用イベントに伴い宿泊が必要な場合の宿泊費用として、市内就職希望者が実際に支払った経費（市内宿泊施設に限る） ◆上限額等 上記①、②の経費合計額の 1/2 以内の額（1,000 円未満切り捨て）で、 1人あたり上限 3 万円（生涯 1 回：2 往復分まで）※予算上限に達し次第、受付終了	
交付 申請	期限	市内採用イベントに参加する前に申請（2 往復分までまとめて申請可）
	書類	・ 交付申請書 ・ 就職活動等支援事業計画書兼誓約書 ・ 居住地を証明できるもの（住民票、公共料金の請求書等）の写し
実績 報告 ・ 請求	期限	市内採用イベント参加後、速やかに（訪問事業者の証明必要）
	書類	・ 実績報告書・請求書 ・ 就職活動等支援事業実績書 ・ 補助対象経費を支払ったことが分かる書類（交通費、宿泊費の領収書等）

下呂市障がい者いきいき就労支援事業奨励金

(令和 8 年 3 月末までの時限事業)

下呂市では、障がい者の雇用促進及び事業所等の障がい者就労への理解を深めるため、就職を希望する障がい者の職場実習を受け入れる事業所等に対し、奨励金を交付します。

●障がい者いきいき就労支援事業奨励金

要 件		＜職場実習＞ ・ 就職を希望する障がい者の職場での適応性を見極めるとともに、働きやすい職場環境づくりをすることを目的として実施する職場実習 ・ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する社会福祉サービスの利用を目的とした職場実習を除く ＜事業所＞ ・ 市内に事業所、事務所又は営業所を有する個人及び法人で、雇用保険法に規定する適用事業を行うもの ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する就労移行支援及び就労継続支援における、いわゆる施設外就労及び施設外支援での就労先又は実習先の事業所等は除く ＜実習者＞ ①特別支援学校の高等部に在籍する生徒 ②岐阜県障がい者チャレンジトレーニング事業を利用している者 ※実習先の事業主又は法人の代表取締役の三親等以内の親族でないこと
奨励金交付額		①実習者が特別支援学校の生徒の場合 実習者 1 人につき日額 3,000 円 ②岐阜県障がい者チャレンジトレーニング事業利用者の場合 実習者 1 人につき日額 2,000 円 ※但し、同一年度内実習者 1 人につき 20 日を限度とする
認定申請	申請期限	職場実習を受け入れる前までに
	添付書類	(1)職場実習実施計画書 (2)県事業の利用者にあつては、同事業に関する覚書の写し (3)市税等の納付状況等調査同意書 (4)その他市長が必要と認める書類
交付申請	申請期限	職場実習の受け入れが終了した日から 30 日以内
	添付書類	(1)職場実習実施報告書 (2)その他市長が必要と認める書類

下呂市生産性向上人材育成支援事業補助金

下呂市では、中小企業者等の経営基盤の強化と市内産業の振興を図ることを目的に、従業員や経営者に対して行う労働生産性の向上のための外部研修会への参加費用のうち、中小企業者等が負担する経費の一部を補助します。

●生産性向上人材育成支援事業補助金

(令和7年3月末までの時限事業)

対象者	事業者	市内において1年以上継続して事業を営んでおり、市内に事業所又は事務所を有する下記の事業者 (1) 中小企業者（風俗営業等を営む者を除く。） (2) 事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合 (3) 社会福祉法人 (4) 医療法人 (5) 一般社団法人、一般財団法人 (6) 公益社団法人、公益財団法人 (7) 特定非営利活動法人 (8) 森林組合、生産森林組合 (9) その他市長が認める者
	納 税	市税を完納している
対象事業		市内の事業所等に勤務する従業員又は経営者に対して行う労働生産性の向上のための人材育成事業で、下記の1つ以上を目的とした外部研修会への参加に関するもの (1) 生産性及び技術力の向上による競争力強化 (2) 生産管理及び現場管理能力の向上による事業の効率化 (3) 経営管理能力の向上による業務改善 (4) 企画力及び販売営業力などのマーケティング力の強化 (5) 業務遂行上必要な知識、技能及び資格の取得 (6) その他市長が適当と認めた外部研修会への参加 ※法令等で定められる資格の更新のための外部研修会への参加や年度内に完了しないものは対象外 ※業務遂行上必要な知識、技能及び資格の取得は、第一種運転免許のうち大型特殊自動車免許及び牽引免許並びに第二種運転免許の取得を含む
対象経費		受講料（食事代を除く。）、受験料、テキスト等購入費で、その額が1人当たり2万円以上
補助額		対象経費の2分の1以内 1事業につき1人当たり3万円まで 1事業者につき10万円／年まで ※同一人が同一の外部研修会に複数回参加する場合は、翌年度以降も含めて1回限り
交付申請期限		事業を開始する前に申請

《その他の支援制度の紹介》

【雇用確保に関する支援】

- ① 求人募集にあたって事業所の紹介、市内外での求人イベント等への出展支援等
 - ・ふるさとハローワーク下呂の運営支援
 - ・下呂市合同企業説明会の開催
 - ・就職情報バンク事業 など

- ② 労働者の確保に向けた住居関連等の取り組み 【他課事業】
 - ・U・I・Jターン促進家賃助成事業 (地域振興課)
 - ・移住促進住宅購入費等助成事業 (地域振興課)
 - ・移住支援補助金 (地域振興課)
 - ・お試し移住のための市営住宅使用事業 (企画課)※詳しくは主管課にお問い合わせください。

- ③ 商工課以外の奨励金事業
 - ・下呂市Uターンおかえり奨励金 (地域振興課)
 - ・保育士就職奨励金 (こども家庭課)
 - ・介護等専門職員U・Iターン就職奨励金 (高齢福祉課)
 - ・林業新規就業支援事業補助金 (林務課)※詳しくは主管課にお問い合わせください。

【その他】

●日本貿易振興機構岐阜貿易情報センター（ジェトロ岐阜）

- ・市内事業者が海外に商品の輸出を行う際や、事業の海外展開を支援するため、日本貿易振興機構岐阜貿易情報センター（ジェトロ岐阜）と提携しています。

●よろず相談会、労働者なんでも相談会等の開催支援

《岐阜県よろず支援拠点による、げろビジネス相談窓口の開催について》

毎月第1週から第4週までの火曜日に開催しています。

場所：益田信用組合フリービーサロンにて（下呂市森 690-1）

時間：午後1時から午後5時まで（最終受付4時）。

※ 予約不要ですが、予約をしていただきますと待ち時間が少なくスムーズです。

（予約先：☎24-2222 市役所商工課）

《岐阜県労働者福祉協議会による、勤労者向けなんでも相談会について

勤労者を対象に生活サポートを主旨として無料相談会（電話・面談）を実施しています。

受付日時：毎週月～金曜日 9：00～12：00、13：00～17：00

相談窓口：☎0577-57-8002

高山市名田町 5-95-4（一財）飛驒地区労働者福祉会館 2 階

※お困りごととはご相談ください。

下呂市役所 観光商工部 商工課
〒509-2295 下呂市森 960 番地
TEL：0576-24-2638
FAX：0576-25-3252
E-mail：syoukou@city.gero.lg.jp
<https://www.city.gero.lg.jp/>

◆◆令和6年5月版◆◆